

平成28年（2016年） 9 月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成28年 9 月 6 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年 9 月16日（金）

応 招 議 員

1 番 大西瑞香

2 番 原 隆伸

3 番 奥村 仁

4 番 樋口泰生

5 番 太田哲生

6 番 瀧本 攻

8 番 入江康仁

9 番 家崎仁行

10番 玉津 充

11番 奥村武生

13番 東 清剛

14番 平野隆久

15番 中津畑正量

不 応 招 議 員

7 番 近澤チヅル

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 町 長       | 尾 上 壽 一 | 副 町 長   | 竹 内 康 雄 |
| 会 計 管 理 者 | 玉 津 武 幸 | 総 務 課 長 | 濱田多実博   |
| 財 政 課 長   | 上 野 和 彦 | 危機管理課長  | 水 谷 法 夫 |
| 企 画 課 長   | 中 場 幹   | 税 務 課 長 | 中 村 吉 伸 |
| 住 民 課 長   | 上ノ坊健二   | 福祉保健課長  | 堀 秀 俊   |
| 環境管理課長    | 玉 本 真 也 | 農林水産課長  | 武 岡 芳 樹 |
| 商工観光課長    | 石 倉 充 能 | 建 設 課 長 | 植 地 俊 文 |
| 水 道 課 長   | 久 保 建 作 | 海山総合支所長 | 玉 津 裕 一 |
| 教 育 長     | 村 島 赳 郎 | 学校教育課長  | 宮 本 忠 宜 |
| 生涯学習課長    | 宮 原 俊 也 | 監 査 委 員 | 松 永 剛   |

職務の為出席者

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 脇 俊 明   | 書 記 | 奥 村 能 行 |
| 書 記    | 奥 川 賀 夫 | 書 記 | 上 野 隆 志 |

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 東 清剛 14番 平野隆久

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**瀧本攻議長**

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

原隆伸議員から先日の本人の行動について、謝罪したいとの申し出がありましたので、許可することといたします。

原隆伸君。

**2番 原隆伸議員**

皆さん、おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして、一言謝罪を申し上げます。

私の9月6日の一般質問において、5番目の一般質問者である東清剛議員の一般質問中に、議事進行を行い、不適切な発言を行った。このことについて、個人の時間である一般質問に侵入し、かつ議長から発言の機会をいただきながら、議事進行に対する適切な発言ができなかった。

以上のことは、議長の信用や議会の品位を傷つける行為であり、みずから看過できる行為とも思えず、ここにお時間をいただきまして、謝罪申し上げます。どうも失礼いたしました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

議事進行、これは関係ない、あとで私が聞きます。

それだけ、まだ時間30秒あるで言うたって。

そこでどうぞ。

**2番 原隆伸議員**

大変申し訳ありませんでした。

9月13日の間違いでございます、どうも失礼いたしました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**13番 東清剛議員**

よろしいですね。

**瀧本攻議長**

もう10秒しかないんさ。

**13番 東清剛議員**

少なくとも皆さん、やっぱり議員、私らで4期目ですけども、13年か。ですけどもね、やっぱりそれは日々勉強ですのね、そのようにしっかり取り組んで、勉強しながら進めていただきたいと思います。それでないと、議会の品位がどんどん下がってしまうと思うんで、まあそういうことなんで、議長よろしくお計らいをお願いいたします。

**瀧本攻議長**

ご提言どうもありがとうございました。

それでは、定刻になりましたので、会議を開きます。

ただ今の出席議員数は13名であり、定足数に達しております。

なお、7番 近澤チヅル君から所用のため欠席届を受理しております。また、12番 東篤布君から体調不良のためとの、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりでございます。議事運営上、議事日程の朗読は省略したいと思いますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

**日程第1**

**瀧本攻議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、

13番 東 清剛君

14番 平野 隆久君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第2**

## 瀧本攻議長

次に、日程第２ 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務産業常任委員長 奥村仁君。

## 奥村仁総務産業常任委員長

おはようございます。

平成28年９月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、９月７日、水曜日、午前９時30分から第１委員会室におきまして、委員７名出席のもとで開催いたしました。

説明のために出席した者は、総務課、財政課、農林水産課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第43号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

議案第44号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第２号）

議案第51号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての議案５件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議についての審査を行いました。

質疑としては、前回の全協の説明でもあった、１県１組合化でのメリットについて、効率化は無駄を削るということで、後々減退になるのではないかと。掛金の増額などによる農家の負担増、町の予算がなくなることでの農林水産課との接点が薄くなることへの不安。事務組合が１段階なくなることでの不便が生じないか。災害が発生したときの調査等おろそかになってしまわないか等の不安要素について。また、民間となることから、災害時の対応方針などについての協定を結ぶ必要はないか。また、地

域からの声が反映されるような体制づくりに対する努力が必要ではないかとの意見もありました。

答弁では、今回の1県1組合化については、効率化、合理化が第一ではなく、国の農業共済制度の、これからの変遷、改正等も考えた中で、現在の国、連合会、農業共済団体の3段階から、国、1組合という2段階に移行したほうがよいというもので、単価の変更については掛金ではなく、事務費にかかる賦課金であり、年間1反あたり100円のもの、5年間の経過措置をとった上で、170円に順次、県下統一していくということ。また、農業共済は農家と最も接するのが災害発生時であり、支所は連絡所として残ることで、対応いただけると考えている。

農業共済の制度は、国の農業政策の一環であるので、町の農業行政から切り離れていくことはないと考え、現場においても共済の職員と連携を密にして、災害時の支援体制も今までどおり関わっていくものと考えている。また、新組合発足後においても、理事会、総代会が組織され、理事においても、各地区より選出されることから、意見も言えるのではないかと考える。いただいた意見は、町長より管理者に伝えるよう申し上げます、とのことでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第43号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についての審査を行いました。

質疑として、東紀州農業共済事務組合が3月31日に解散し、4月1日に新組合が発足するとなっているのに、なぜそのまま新組合に承継できないのか。また、承継先が行政である熊野市であるのか。また、熊野市が承継する事務の期限について。また、1市町が賛成しなかった場合についてがありました。

答弁では、4月1日に新組合が発足することから、精算事務である共済金の支払業務等が残り、柑橘だと2年間の共済期間がある。そのことから、あくまで精算事務の承継を熊野市にお願いするもので、実質的な共済の受取りや支払いは、新組合で行います。具体的な承継事務は、未収金の受け入れ、退職にかかる特別負担金等の支払い、市町総合事務組合脱退に伴う還付金の精算、決算認定後の三重県農業共済組合への共済事業の積立金の引き継ぎ、業務勘定残金から新組合への残金の精算、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する精算事務等です。

熊野市の事務の期限については、熊野市の決算認定が終わればなくなるものと考えています。また、この43号議案については、地方自治法第286条第1項の規定に基づく議決をお願いしようとしているものであるもので、否決ということであれば、規定に基づくことができなくなるとのことでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第44号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての審査を行いました。

質疑として、東紀州農業共済事務組合の財産の帰属先にある事務所の位置、支所についての賃貸について、現在と新組合となってからの支所の扱い、また、その他の物品の中身についてというものでした。

答弁では、別紙に掲載の事務所は、現在、熊野市にある本所で、支所は海山総合支所の中にあり、町有施設を借りて事務所としており、支所使用料としては、建物としてではなく、光熱水費での負担金を徴収していると聞いている。民営化としての新組合となった後も、今後は国の制度として、公費が直接投入されることから、集約されることなく、継続していただきたいので、財政課と協議していきたいとのことでした。

その他の物品の中身についてですが、会議テーブル1台と書いてあるのですが、椅子とかは備品になるのかということでしたが、物としては、その他の物品については、パソコンなどのその他の物品ということで、一括りになっているというようなことでございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、本委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、総務課所管分について、課長から歳出の9ページ、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費のうち、熊本地震復興支援事業59万2,000円の旅費について、その内容を追加説明されたあと、質疑に入りました。

質疑として、8月21日から9月2日に行っている事業ということについて、予算を執行しているということなのか。そうであるなら、内容説明にて、先にそのような説明をすべきではないか。また、支援業務の詳しい内容、旅費について、人数、日数、交通の

手段、支援先、宿泊先等の詳しい詳細についてがありました。

答弁では、予算の執行に関しては、本来、先に予算を認めていただいての執行ということになるのが、早急にということもあり、緊急の対応ということで、既存の旅費にて執行させていただいた。補正予算を認めていただければ、振替をさせていただくというもので、説明が不適切で申し訳ございませんでしたというものでした。

また、派遣要請としては、罹災証明の発行と被災者支援案内の２項目で、実際に行った支援の内容は、被災者に対する罹災証明の発行業務でした。人選については、役場内で募集をし、業務に支障がないと課長が判断した１名の応募があり、経験を積むという部分では、非常に大きなものがあり、職員に対しても、これ以外の業務に関しても勉強できるのであれば、してきてほしいということでした。

先日、町長への報告もあり、担当課へは派遣先でいただいた、さまざまな書類などを含めフィードバックし、今後、利用できるようにと指示をした。旅費等に関しては、相賀駅から熊本駅まで、ＪＲを利用、新幹線を含む、運賃が５万２,１２０円、実際に支援に入ったのが、御船町ですが、町内に宿泊施設がなく、熊本市からバスで通ったため、１,３００円が８回で１万４００円、熊本市から辛島町まで電車で往復３４０円、宿泊は９,８００円で、１１泊で１０万７,８００円、日当が２,２００円の１２日間で２万６,４００円ということで、３回分として５９万１,１８０円となります。今回はこのうち１回分ですが、補正予算では３回分とのことでした。

また、明細資料を請求し、熊本地震復興事業見積資料を配付していただきました。

次に、財政課所管分については、課長からの説明のあと、質疑に入りました。

質疑として、財政調整基金の減額補正１億７,５０２万２,０００円、財政管理費の積立金増額、２億８,３６５万９,０００円について、また、２億８,３６５万９,０００円を基金管理事業で、振り分けをした原因についての質疑に、資料として、基金残高の状況を請求し、配付いただきました。

また、２７年度からの繰越金の半分を、基金管理事業で積み立て、それをどのような原因で振り分けたのか。また、財政調整基金に積むより、減債基金や環境衛生施設整備基金に積むほうが、国に対して好ましいのか。また、そこから振り替えることはできるのか。環境衛生施設整備基金の現在の積立額３億円について、構想としてある東紀州広域ごみ処理施設について、何年後までにどれだけの基金を積むのか、方向性についてというものでありました。

答弁として、基金の積立 2 億 8,365 万 9,000 円のうち、財政調整基金が 8,106 万 8,000 円、減債基金が 1 億円、環境衛生施設整備基金に 1 億円、地域づくり事業基金に 259 万 1,000 円を積み立てるということで、財政調整基金については、当初予算で 6 億 2,472 万 8,000 円の取り崩しに対し、1 次補正で 120 万円の増額、今回の補正で 1 億 7,502 万 2,000 円を戻し、結果、平成 28 年度現在、取り崩す予定は 4 億 5,090 万 6,000 円、これに伴い平成 27 年度末残高が 26 億 5,144 万円でしたが、8,106 万 8,000 円を積み立て、4 億 5,090 万 6,000 円を取り崩すことで、平成 28 年度末は、22 億 8,160 万 2,000 円になる予定です。

今回の補正で、繰越金として、当初予算 8,984 万 3,000 円、補正予算分を合わせ 5 億 6,213 万 4,000 円、これが平成 27 年度から平成 28 年度への繰越金、この半分の 2 億 8,100 万円を振り分けて、財政調整基金に 8,100 万円、減債基金に 1 億円、環境衛生施設整備基金に 1 億円という形で積み立てる。環境衛生施設整備基金については、毎年 1 億円を積み立て、既に 3 年間積み立ててきている。減債基金については、現時点の目安として、合併特例債の約 30% を積んでいる。合併特例債は 70% が交付税算入されるが、30% 分を町で持たなければならない、その分として、今回の積み立てで 12 億円の減債基金残高となり、合併特例債の 30% を賄うことになる。

また、財政調整基金に積むより、減債基金や環境衛生施設整備基金に積むほうが、国に対して好ましいのかというのは、決してそうではなく、将来負担比率についても、充当可能基金というのは、財政調整基金だけでなく、それ以外の基金も充当可能基金となっており、国としては特に基金についての指導はないので、国に対する配慮は一切考えていない。

地方財政法の 2 分 1 の積み立ては、従来の考え方に基づいて積み立てているので、必要な基金から積んでいく。財源が不足したときは、財政調整基金を取り崩す、積んで取り崩すという両方が行われ、基金の中の振り替えをするだけになる。必要な基金に積み立てをし、残りは財政基金に積むという形になる。

また、環境衛生施設整備基金についての方向性は、5 億円を目標とするとの引き継ぎでもあったので、残り 1 億円を積み立てると、5 億円になり達成はするが、環境衛生施設について、特にごみ処理施設については、議論が出てきたところなので、施設整備の費用がどれだけ必要か、まだわからない状況であるので、状況を見ながら 5 億円を目標にしている。

施設整備に関しては、環境管理課で進めているが、どのような状況で、どういう起債

が使えるか、相談を受けている。平成32年までなら、合併特例債が使えるので、できるだけ使って対処したいと伝えているが、組合で起債を起こして事業をすると、合併特例債は使えないので、その場合、一般廃棄物対策債という交付税算入率が低いものを使うことになる。今後の協議により、各市町のバランスがわかり、シミュレーションができるものと思われるとのことでした。

次に、農林水産課所管分について、質疑として、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の立枯木撤去について、実施予定の7箇所の詳細及び町内の全体像や箇所数、また、立枯木が発生する原因と、その流出による住宅地への被害の懸念について、補正時期が9月議会である理由と、基金の取り崩しと、当初予算との関係について。また、県からの配分方法についてがありました。

答弁としては、町内河川上流部には、相当数の立枯木があると考えており、数千本から何万本単位であると思われる。その中でも、町管理河川での実施を考え、平成28年度の予定箇所においては、約千本の撤去を計画している。財源は、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用しているが、この交付金事業は、紀北町独自の事業で、この財源を利用し、他の事業もできるが、上流部の立枯木を少しでも撤去しようという、町長の思いで立ち上げた事業です。

今回の補正について、平成27年度に実施できなかった予算を、基金に積み立てており、その基金から全額を取り崩し、補正に計上したもので、その額が387万9,000円、平成28年度の当初予算が463万7,000円で、合計851万6,000円を、今年度の立枯木撤去事業に計上させていただいている。

県からの配分方法は、基本配分枠と特別配分枠があり、基本配分枠は県からの次年度の金額が提示され、それに基づき事業計画を策定する。今年の市町交付金事業の総額は953万7,000円を予定している。特別配分枠は、単年度で2,000万円、5年間で2,000万円プラスアルファという金額が配分される。地域振興施設の木製備品導入は、特別配分枠を活用しているとのことでした。

次に、危機管理課所管分について、質疑として、消防機械器具整備事業の40万円の計上について、矢口浦の道路新設工事に伴う消火栓設置だが、ほかに新設の必要があるところはないのか。河川海岸水防対策事業446万6,000円の工事請負費の内容については、汐見排水機場のモーターの修繕の内容について、場所やモーターの大きさ、設置状態がわかる資料の提出を求め、修理方法、施設の状態、業者への委託状況など、また、町内

の他の排水機場の場所、状態について、質疑しました。

また、防災推進事業19万5,000円の内訳、また、防災行政無線管理事業171万8,000円の修繕料の内容について、サーバーの設置箇所について、質疑いたしました。

また、熊本への視察について、視察時期、視察先、報告書の提出についてがありました。

答弁として、消防機械器具整備事業は、県道矢口浦上里線の道路新設工事に伴い、支障移転として、水道工事が必要で、あわせて消火栓も移設が必要となり、その工事負担金、また、今年度予算で、水道管布設替えに伴う消火栓の更新に4基、新設で便ノ山地区に1基設置予定で、消火栓については今後も新設や更新を行っていく。

河川海岸水防対策事業については、汐見排水機場に設置の700mmポンプのモーターの修繕で、平成3年に設置したモーターが、今回、保守点検にて劣化が見つかったため、取り外してのオーバーホールとなるため、もう1台の500mmポンプだけでも対応できる渇水期である12月から2月にかけて行う予定で、モーターの出力は75キロワット、地面から約2mの位置に設置されており、通常は電気で作動するが、停電時は非常用発電機にて稼働する。

業者については、三重県内の業者を予定しており、保守点検をしており、現場をよく知っている業者で行うのが最適かと考えている。

また、排水機場は、紀伊長島地区では、山本、出垣内の2箇所。海山地区では、上里、中里、船津川、汐見、汐ノ津呂、相賀の6箇所で、計8箇所。危機管理課で維持管理をしているのは、汐見と汐ノ津呂の2箇所で、把握している範囲では、このような工事は行っていません。ほかについては、農林水産課になり、状況はわかりません。

防災推進事業に関しては、熊本地震による災害状況、避難所、仮設住宅の状況を視察し、今後の防災対策に生かすために、視察を行うもので、これから台風時期でもあり、町外の視察は出水期を避け、11月頃を予定していますが、状況を見ながら、少しでも早い時期に行けるよう検討する。また、視察先は、熊本市、益城町、西原村、南阿蘇村などを予定していて、視察にあたっての報告書は、復命書を作成し対応しますとのことでした。

防災行政無線管理事業については、防災行政無線のサーバーの更新で、平成17年3月に整備し、10年経過しています。このサーバーは庁舎4階の無線室に設置されており、防災行政無線の管理、城腰中継局の管理・屋外支局管理をしている重要なサーバーであ

るとのことでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第51号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました5案件についての、審査の経過と結果報告を終わります。

### **瀧本攻議長**

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君の報告をお願いいたします。

### **入江康仁教育民生常任委員長**

皆さん改めておはようございます。

平成28年9月議会定例会、教育民生常任委員会において、付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月8日、木曜日、午前9時30分から、13日、火曜日、午後3時10分からの2日間、第1委員会室におきまして、委員7名の出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分について

請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める

## 請願書

請願第5号 防災対策の充実を求める請願書

の議案6件、請願4件、合計10件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

審査に入り、議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、本常任委員会所管部分の審査を行います。

はじめに住民課所管分については、課長から追加説明があり、質疑に入りました。

追加説明といたしまして、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきます。

7ページ、第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金439万1,000円は、個人番号カード交付事業費補助金の増額によるものです。

8ページ、第17款・繰入金、第2項、第1目ともに特別会計繰入金1,843万5,000円の増額は、療養給付費の精算に伴う後期高齢者医療特別会計繰入金です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

9ページ、第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は671万3,000円を増額するものですが、そのうち住民課分といたしましては、612万1,000円を増額するもので、総合住民情報システム運営事業としましては、個人番号カード事務対応に要する人件費と委託料に要する経費を、予算計上させていただいています。

10ページ、第3款・民生費、第2項・老人福祉費、第4目・老人保健費は、16万4,000円を増額するものですが、老人保健医療給付事業の前年度精算による社会保険診療報酬支払基金の返還金ですという追加説明をいただきまして、質疑に入り、質疑といたしまして、予算書9ページ、総合住民情報システムの612万1,000円の事業内容について、お伺いします。

また、予算書7ページ、歳入ですが、個人番号カード交付事業費補助金439万1,000円ですが、歳出の総合住民情報システムと個人番号カードの事業とは違うのですか、同じ内容のものなののでしょうか、その説明をお願いいたしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、歳出9ページ、総合住民情報システム運営事業の612万1,000円の内容ですが、これはマイナンバー業務の対応に要する本庁と支所、計2名の臨時職員の人件費173万円、それから、ナンバー通知カード、マイナンバーカードの関連業務委託料としまして、国の関連機関である地方公共団体情報システム機構、J-LISにカード

の作成を依頼する委託料として439万1,000円、合わせて612万1,000円を予算計上いたしました。

続いての7ページの歳入、個人番号カード交付事業費補助金439万1,000円につきましては、このカード作成に関する補助金です。この補助金は平成27年度の交付金額620万6,000円を用いて、住民基本台帳人口の按分により、平成28年度の交付金上限見込額を算出します。その10分の10が国庫補助金の対象となり、その上限額を補正するよう地方公共団体情報システム機構から指示がありましたので、今回、予算計上させていただきましたという答弁でございました。

このマイナンバーカードに関する事業は、全額補助金で賄われるということですかという質疑に対し、答弁といたしまして、補助金は住民基本台帳の人口に基づいて算定されており、必ずしもかかった費用に対し、全額補助という形にはなっていないように思いますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、カード作成委託料は10分の10補助ということでしたが、これを行うのに、臨時職員を本庁と支所に各1名雇用することですね。この経費は一般財源と思いますが、どうですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、臨時職員の人件費につきましては、当初予算から計上していましたが、その期間につきましては、半年分を予算計上していました。しかしながら、今後もマイナンバー対応に要する時間がかかるということで、さらに半年分を延長して、補正を計上させていただきました。

この人件費につきましても、国からの補助対象となっています。しかしながら、先ほどの説明にもありましたが、全てに補助金をいただいている感じではないような印象を持っていますという答弁でございました。

次に、新聞報道などで、中央のサーバーなどに故障があって、発行が遅れているニュースもございしますが、紀北町では申請すればスムーズにできていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、これまで多少サーバーとのつながりが悪くなるようなことが、何回かありましたが、大きな遅れにはなっていません。今は順調に発行事務ができていますが、カードを発行するにあたっては、本人確認や暗証番号の設定等で、手続きには時間を要しますという答弁でございました。

以上のとおり住民課所管分についての質疑を終了しました。

次に、福祉保健課分でございます

追加説明はなしの中で審議に入り、質疑といたしまして、予算書7ページ、歳入、民生費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護ロボット分についてですが、もう少し詳しい内容を教えてください。また、これは事業所からの交付申請があったものに、介護ロボットを使用するものなのかをお聞きしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、民生費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護ロボット92万7,000円について、説明させていただきます。

この交付金につきましては、介護職員の、介護離職の防止を目的として、介護ロボットの利用推進のために創設されたものでありますが、介護ロボットとは、シートをベッドに敷いて、様子を見守るシステムや、アームで人を吊って移動させるものなどで、広い意味で介護に役立つさまざまな機器の総称です。これらを導入する場合に、国が交付金を出すというもので、この交付金は町が予算化する必要があります。

介護事業所で介護ロボットを使用して、介護したいという要望があれば、出してほしいということで、打診したところ、いくつかの事業所から要望が出され、国へ提出しました。今回の交付金額は、国の平成27年度補正予算が財源ということもあり、その中の一部にあたる92万7,000円の内示をいただいています。対象となった機器は、見守り支援システムといいまして、グループホーム入所者のベッドにシートを敷いて、起きているのか、眠っているのか、その場に向かわなくても、事務所で一括して確認ができるもので、それによって尿の取り換えのタイミングなどスムーズに行うことができます。

また、さまざまなデータを集約することによって、その方がどの時間帯で、何の処遇をすればよいのか把握することができ、介護者や介護される方も、非常に役立つということで、今回このシステムに対しまして、交付金がついたものでありますという答弁がありました。

対象事業所はどちらですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、医療法人誠山会のグループホームさくらです。ほかの事業所からも別な要望が出ていましたが、今回は見守り支援システムの内示のみいただきましたという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、予算書10ページ、同じく地域介護・福祉空間整備事業92万7,000円ですが、これは眠りスキャン1セット299万円で、補助金として92万7,000円が、町から出るということでよろしいですか。また、グループホームさくらに交付されると聞きましたが、来年度以降、要望があれば、今回と同じ補助金が出るのでしょうかという質疑に対しまして、正確には299万7,000円で要望があり、眠りスキャンといわれ

るシートが20シートとデータを集約する、アクセスポイントの整備、パソコンやケーブルなどを合わせての金額です。

国の予算としては、全国の要望状況を確認しながら、示されたものではないかと推察されます。今回の92万7,000円については、町から補助金としての支出となります。今後の国の交付金につきましては、今のところ未定ですという答弁でございました。

町内にグループホームはいくつあるのか。また合計で何床あるのか、教えてくださいとの質疑に対しまして、答弁といたしまして、確認をして資料の配付をさせていただきますが、今回の補助金はグループホームに限ったものではありませんので、その点、ご理解をお願いしますという答弁でございました。

次に、予算書10ページ、老人ホーム管理運営事業34万1,000円は、電話施設と聞きましたが、もう少し詳しく教えてくださいという質疑に対しまして、老人ホーム管理運営費、養護老人ホーム費、工事請負費、34万1,000円でございますが、赤羽寮の電話システムが平成10年頃に導入されましたものであり、かなり老朽化しています。ここ最近では、事務所で受けた電話を、ほかの場所にうまく転送がされないといった不具合が発生していますが、電話機だけを修理すればいいというものではなく、システム全体を更新する必要があるとのことです。

予算につきましては、養護老人ホームと特別養護老人ホーム合わせ、85万2,000円の予算で、養護老人ホームが4割、特別養護老人ホームが6割の費用を計上させていただきましたという答弁でございました。

以上のとおり、福祉保健課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、環境管理課所管分について入りました。

補足説明はありませんでした。

質疑といたしまして、11ページ、衛生費の墓地管理事業16万2,000円の部分で、相賀の墓地の一部という説明だったのですが、町営ではなく、相賀の墓地ということで、どのような内容なのか、お願いしますという質疑に対しまして、今回の墓地の助成につきましては、相賀区が管理しています相賀墓地です。国道から墓地を向かいまして、西側の法面の一部が崩壊しかけているということで、早急に法面の補強工事をしたいということで相談がありました。

町のほうには、墓地改修に対する助成金があったことから、それをご紹介します、是非それを活用したいということです。ただ喫緊を要するということで、要望を受けた最直近

の今議会に提案させていただいたという次第ですという答弁でございました。

法面の補修に対して、本会議の中で一部という説明があったかのように思います。事業の全部を今回補助金として出すことができたのかどうか、一部なのか、お伺いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回の助成につきましては、まず崩壊部分というのが、幅約7m、高さ3mから5mの範囲、約28㎡程度です。そこを改修するには、108万円の事業費が必要です。

町の助成制度では、そのうちの3分の1を助成するというので、今回、36万円の助成をしたいということですが、今年の既決予算の中で、既に19万8,000円の余剰があったものですから、それに今回、必要とされる額を加えまして、補正予算を提案させていただきましたという答弁でございました。

次に、火葬場に入る表示がないので、入りづらいですし、よそから来た人にはわかりづらく、通り過ぎたりするので、看板を立ててほしいと、よく言われるので、是非お願いしたいという質疑に対しまして、浄聖苑への曲がりの話だと思います。確かに町内の方は場所を心得ているので大丈夫ですが、町外、他県からみえられる方については、問い合わせがあります。インターを下りて最初のところを右とか、説明させていただくのですが、そういった意見もあるということは認識していますので、その辺りは検討させていただければと思いますという答弁でございました。

以上で、環境管理課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分についてであります。

追加説明といたしまして、16ページをお願いします。

社会教育総務費の旅費4万5,000円と、消耗品費5,000円につきましては、当町の社会教育委員長であります、松永孝さんが、今回、全国表彰を受けられることになりました。10月27日、28日に、千葉県で開催されます、第58回全国社会教育研究大会の中で、表彰状が授与されますので、この機会に職員も同行させていただいて、研鑽を積まさせていただきますための旅費と、大会への参加料です。松永さん本人の経費は、三重県連合会から出しますので、同行する職員の分です。

続きまして、文化財調査費の事業補助金48万2,000円ですが、小山浦の長泉寺境内にあります、なぎの木を、町指定文化財としておりますが、枝の一部に枯れが発生してきました、保存するために土壌改良等を行う費用です。文化財の保護・保存につきましては、所有者の方が行いますが、町指定文化財につきましては、町から必要な経費の補助

ができるとなっていますので、必要な額の2分の1を補助するものだという追加説明のあと、質疑に入りまして、質疑といたしまして、予算書16ページ、文化財保護事業についてですが、補助率を教えてください。また、立木が文化財であることに驚きました。町内にはほかにもありますかという質疑に対しまして、補助率は2分の1です。植物につきましては、天然記念物という形でいくつかございます。国指定ですと、大島の暖地性植物群落がありますし、長島神社の社叢、豊浦神社社叢、島勝神社社叢、引本幼稚園のタイサンボクなどがあります。これらについては、保護・保存すべき貴重な植物として指定していますという答弁でございました。

補助金は町単ですかという質疑で、答弁は、その通りですということでした。

次に、引本幼稚園のタイサンボクは町所有だと思いますが、開園しているときは定期的に処理していたそうですが、休園になってから、なかなか見てもらえないとの話があります。特に台風のときは心配だと聞きますので、是非みていただきたいと思いますという質疑に対しまして、現場を確認して対応させていただきますという答弁でございました。

次に、なぎの木については、以前から存じていましたが、土壌改良などの事業内容について、どのようにするか、要望はきていますかという質疑に対しまして、枝枯れが発生しましたので、樹木医に診ていただきました。樹木医によりますと、おそらく土壌が悪くて、酸欠状態であること、保水力が低下し、水不足が考えられるとのことでした。枝の先端部の下まで、根が張っているとのことで、周辺を試掘して、土壌の確認をしたところ、根の先端部を掘り起こし、栄養剤を入れて埋め戻すことで対応できるとのことでした。枯れた枝については、伐採して腐らないように薬を塗るという方法の2つで対応することになっていますという答弁でございました。

次に、樹齢は何年ですかという質疑に、樹齢については不明ですが、百十数年ものであらうと考えられますという答弁でございました。

以上のとおり生涯学習課部分についての質疑を終了いたしました。

## **瀧本攻議長**

入江委員長、休憩とります。

## **入江康仁教育民生常任委員長**

いいです、どちらでも。

**瀧本攻議長**

それでは、ここでちょっと暫時休憩いたします。

10時45分からの開会といたします。

(午前 10時 30分)

---

**瀧本攻議長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 10時 45分)

---

**瀧本攻議長**

教育民生常任委員長 入江康仁君。

**入江康仁教育民生常任委員長**

それでは、休憩前に引き続き、教育民生常任委員会の審査の報告をさせていただきます。

次に、水道課所管分についてでございますが、内容説明としては追加説明はありませんでした。

質疑といたしまして、予算書9ページ、水道関係訴訟事業1,620万円、弁護士費用とありますが、これを算出した根拠、要するにこの金額が妥当だという根拠を示してもらうことはできますかという質疑に対しまして、明確な根拠はありませんが、これまで会議等打合せをしまして、そうした中で町財政の実情などをご理解していただいた上での金額と考えていますという答弁でございました。

そうすると、この金額は弁護士から町に対して請求でもってきているわけですか。その請求はどのようになっていますかという質疑に対しまして、事務所ごとに300万円プラス消費税ということで、そういう形での申出書といいますか、協議書という形でいただいています。

まだ、予算をとっていませんので、向こうが協議書として1事務所あたり、324万円で協議書を提出していただいていますという答弁でございました。

今の協議書というものは、一般でいうところの見積書と解すべきものですか。または請求書と解すべきものですか、協議書とは一般でいう見積書のようなものと違うのですか。また、若干の交渉の余地がある書類ではないですかという質疑に対しまして、明確なお答えになるかどうかかわからないですが、この形での請求書というニュアンスであり、これぐらいでどうですかという協議を提案されたという形なのかなというふうに感じていますという答弁でございました。

長い年月がかかったのですが、これで弁護士費用は終了ということで、よろしいでしょうかという質疑に対しまして、費用につきましては、これで終わりとなりますという答弁でございました。

終了ということですが、5つの事務所との関わり方もいろいろあったと思いますが、1つにまとめて弁護していただいたのですけれども、各事務所統一ということで、事務所のほうに協議していただいたうえのものかと理解してよろしいでしょうかという質疑で、答弁といたしまして、そのとおりでございますということでありました。

以上のとおり水道課所管分について、質疑を終了いたしました。

以上で、議案第45号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）について、教育民生委員会所管分についての質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、議案第45号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）についてですが、この中には、マイナンバー制度に関わる予算が含まれています。地方のほうではサーバーの故障なども聞かれ、見切り発車のような部分もありますし、何よりも町民の皆さんのプライバシーを守るところ、これが社会保障だけではなく、広く活用されるので、個人のプライバシーを守ることにならない方向にいく可能性があるため、今回の補正予算に反対しますという反対討論がございました。

賛成討論はなく、以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

課長から追加説明といたしまして、この度の補正ですが、本会議において説明させていただきましたとおり、項目はいろいろございますが、基本的には医療費の実績報告等に基づきまして、主に減額補正ですが、歳入、歳出を補正させていただくものでございますという追加説明の後、審議に入り、質疑に入り、質疑といたしまして、本会議でも

平成27年度の分を精算してとの説明がたくさんありましたが、決算書に基づいていると理解していいですかという質疑に対し、答弁といたしまして、決算書も関係ありますが、年度が切り替わってから提出する実績報告書に基づきまして、費用との精査をしていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論はなく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

追加説明なしで、質疑に入り、どれぐらいの方が保険に加入されていますか。また、重度障がい者の方も、65歳になると後期高齢者医療に移れる場合がありますが、加入者は何人ですかという質疑に対しまして、平成27年度末の数値ですが、全体の被保険者は3,782人で、そのうち65歳以上の障がい者の方は、59人ですという答弁でありました。また、被保険者は増える傾向ですかという質疑に対しまして、被保険者数はほぼ横ばいの状態です。参考にこれまでの実績をいいますと、平成23年度末は3,744人、平成24年度末は3,771人、平成25年度末は3,764人、平成26年度末は3,741人、平成27年度末は3,782人ですという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、後期高齢者医療制度は75歳以上の方と65歳になると障がい者であるという理由で、高齢者と障がい者の方だけに限った医療保険制度です。これは世界にも例をみない差別の制度であり、今まで反対してきました。高齢者の方や障がい者の方のこのような差別の制度について、反対なので反対させていただきますという反対討論がございました。

賛成討論はなく、以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第48号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑に入り、質疑がなく、討論に入り、反対討論、賛成討論ともなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを審査を行いました。

本議案の審査については、8日、木曜日、委員会当日に議長から、私のほうに訂正が

ある旨の連絡をいただきました。訂正の内容については、13日、火曜日、本会議で訂正の報告があったとおりでございます。

委員会での審査については、8日の委員会では、訂正が許可されたものとみなして、質疑、討論までを行い、その後、13日の本会議で訂正が許可された後、再度、委員会を開催し、採決を行ったものでございます。

それでは、審査経過を報告いたします。

審査結果は、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

追加説明はないとのことで、質疑に入り、未処分利益剰余金ですが、議会の議決を得る中の積み立てですが、決まりとして剰余金が出た場合は、これを積み立てなさいという決まりのあるものなのか。また、自由に町の判断で行える積み立てなのか、お聞きしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、減債積立金につきまして、当年度純利益の20分の1を積むというのが、平成23年度まで義務付けられていました。それ以降、事業会計の裁量で、積み立てても良いという状態ではありますが、ただ、減債積立金につきましては、当時の20分の1以上という旧基準を目安として積んでいますという答弁でございました。

もう1つの建設改良積立金は、紀北町の判断でよいと、今の説明で思います。全体を見て資本金と未処分利益剰余金の金額をみますと、かなり未処分利益剰余金の部分が多いと思います。26年度から制度は変わりましたが、その中で、この部分については、まだ変わっていないのかと思いはあるのですが、もっと資本金へ回せるのではないかと気がします。その辺はどうですかという質疑に対しまして、ご指摘のとおり当年度末残高としましては、6億1,900万円という数字がありますが、これが未処分剰余金のほうで増えてきているというのは、みなし償却というのが、平成25年まで生きていました。例えば1,000万円の固定資産に300万円の補助金をいただいて、残りの700万円は減価償却したのですが、300万円だけがずっと残っていました。みなし償却が廃止され、補てん財源として使えない部分も、金額に含まれています。

これが剰余金という考え方よりも、資本金に含めて今後おいておくほうが正しいのか

なと思います。制度改正があったときには、こういった部分は、剰余金に積みという制度上の指示がありましたので、このような形でおかさせていただいています。

また、これは見直しができると聞いていますので、もしできるのならば、来年の決算は実際の剰余金をあげて、使えない部分は資本金としておくというような整理をできればよいかと考えていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書を朗読のあと、紹介議員への質疑が行われました。

質疑はなく、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当のためであります。

次に、請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書を朗読のあと、紹介議員への質疑が行われました。

質疑といたしまして、請願の理由の中に、全国の小中学校の1クラス当たりの数が書かれており、世界との差は書かれているのですが、紀北町は平均どれぐらいなのか。小中学校で何人ずつなのか、また複式学級の学級編制基準が引き下げられることで、複式学級の解消が可能となりますと書いてあるが、この引き下げられることで、が読み取りにくいのですが、もう少し詳しく説明をしていただきたいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず1点目ですが、全国の平均数は出ているのですが、今、平均の数については、資料を預かっていないのですが、それぞれの学校の数字は、資料として持っているので、平均じゃなく、その数字を出させていただきたい。課長から補足させていただきます。

紀北町の小学校10校でございます。小学校10校の、5月1日現在の児童数、1年生は78名、2年生が91名、3年生が98名、4年生が122名、5年生が121名、6年生が108名、合計で618名の普通学級の児童数となっております。各学校の児童数につきましては、学校別にいろいろありますので、複式学級のところもあれば、単独のクラスもございます。また、平均の数は出ていないので、申し訳ないのですが、小学校の総合計として、

課長から報告させていただきました。

あと複式ですけれども、教職員の定数の改善を求めることによって、今現在、紀北町の場合は複式学級ということで、関連してくるのですけれども、基本的に複式学級というのは、16名以下、また1年生を含む場合は8名以下というのが、複式学級に相当するのですが、その数をあげてもらふことによって、複式学級が解除されて、子どもを細かく指導、教育できるということで、児童数の数字を下限してもらうことによって、複式にも影響して、下限されていくのではないかとということで、当町として複式学級の解消にもつながるのではないかと趣旨をお願いしているところなんですという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、教育の問題については反対するのはなかなか勇気がいるのですが、今の日本の状態を見ますと、教育費を削ろうとしておるように、経済状況が非常に悪いと思うのです。今、良くするためにやっているのですけれども、そのやっていることが、うまくいって当たり前、うまくいかなかったことを考えると、背筋が寒くなるような状態ということも考えられ、教職員の増員については、今という時期はちょっと時期が悪いような気がしますので、もう少し様子を見てから考える。

それまで本当に苦しいときがあるとするならば、いろんなことをもう少し、いろんな角度から検討して考える必要があるんじゃないかと、そのように考えますので、反対させていただきますという反対討論がございました。

賛成討論はなく、以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当のためであります。

次に、請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書を朗読のあと、紹介議員への質疑が行われました。補足説明なしの中で、質疑に入りまして、2点、質問させていただきます。

全ての教育支出に占める私費負担の割合は29.9%とあるのですが、この私費負担というのは、塾とか、行かれますよね、どういうものの割合なのか、もしわかればお願いします。もう1点は、三重県下における就学援助を受けている割合が、8.6人に1人ということですが、紀北町においては何人になるのか、お伺いしますという質疑に対しまし

て、答弁といたしまして、私費負担29.9%なのですが、資料の中には出ていませんでしたので、わかりません。もう1点ですが、8.6人に1人というのは、三重県の数字です。統計としては、三重県の小中学校の児童・生徒数は、15万432人のうち就学援助を受けている1万7,463人で、割り戻して8.6と出ているのですけれども、紀北町については数字を持っていません。また、私費負担については、説明できる資料を持ち合わせていません。もし29.9%の内訳がわかる資料がありましたら、調べさせていただきたいと思います。

それでは、紀北町の就学援助の状況をご報告させていただきます。就学援助を受けている人数は、小学校、中学校は合わせて216人でございます。これは平成27年度の実績でございます。児童・生徒が全体で1,111人ですので、約5人に1人という状況になっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、就学援助ですが、紀北町では1,111人で216人ということで、大変に大きい。この就学援助とは、どのような援助をされるのでしょうか。また、貧困状態という言葉が出てきますが、子どもの貧困状態とは、どういう状態のことを言われるのでしょうかという質疑に対しまして、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されていまして、この中に基本理念として、子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって、左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなければならないとされています。

そこで、貧困とはどういう状況であるかということなのですが、手持ちの資料によりますと、貧困線というものがございまして、122万円に満たない家庭が貧困家庭と定義づけられています。それに基づいて、貧困率が出されているものと考えています。就学援助の内容ですが、平成27年度、紀北町では216人が就学援助の支援を受けています。これは要保護、準要保護ということでございまして、生活保護世帯、町民税非課税世帯の児童・生徒に対して、学用品費の支給、新入学用品費、給食費、修学旅行費など、それぞれの補助をさせていただいております。

どうも失礼しました。

次に、質疑といたしまして、スクールカウンセラーについては、聞き漏らしがあったかもしれませんが、全ての小中学校に回数は別としまして、さらにこの請願を出すことによって、充実するということでしょうか。小中学校から回数を増やしてほしい等の要

望は出ているのか、その点がわかっていればお願いします、現状を教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、基本的には回っている小中学校数が多く、定期的に回る回数が少ないことから、できましたら人数を増やしていただければ、もう少し細やかな対応ができるということですという答弁でございました。

学校から情報が出ているのですか。もちろん請願が出ているので、出ていると思いますが、具体的な要望で、日常的に来てほしいとか、あると思うのですが、例えばいじめとかの特別な場合は、もっと来てほしいということもあると思うのですが、たくさんの学校を回ってれば、不可能かなというところがあります。現状はどうなのでしょうとかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、要望がとれだけ出ているのかということとはわかりませんが、基本的に要望がある場合は、出向きますし、要望がなくても定期的に回っているほうが問題の解決がしやすいということであると思います。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校、児童・生徒のほうで、何か相談があった場合にお問い合わせということで、基本となっています。ご説明にもありましたように、当町では2名の方が巡回をしていただいていますけれども、担当の先生が、例えば、学校の要望が重なってしまうということも考えられますので、増員があった場合は、きめ細やかな対応が可能となる等でございます。

昨年度のスクールカウンセラーの対応件数、スクールソーシャルワーカーの件数は把握してごさいませんという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当のためであります。

次に、請願第5号 防災対策の充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書を朗読のあと、紹介議員への質疑が行われました。

追加説明なしで、質疑に入り、文書中段のところで、トイレまでの導線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であったなどの課題も報告されていますとあります。バリアフリー化はなかなか難しい状況であるのですけれども、紀北町内でも指定避難所に指定されたところで、このようなバリアフリー化されているかどうかの調査を行っているのかどうか、お伺いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、下段の紀北町の文書のところで、紀北町の場合は、全小中学校14校が、避難所の指定を受けています。この状況で多目的トイレ、自家発電機、貯水槽などの設置状況の報告を

させていただいているのですけれども、私の見ている限りでは、体育館施設などには階段等があって、なかなかバリアフリーになっているところは少ないような気がします。

体育館のバリアフリー化につきましては、調査しておりますが、今、手持ち資料がありませんので、あとで提出させていただきたいという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、調査はされていることで安心したのですけれども、調査されているのだしたら、大雑把でいいのですけれども、十分なのか、これからの課題なのか、そこら辺だけでもお願いしたいと思いますという質疑で、答弁といたしまして、数字そのものを把握していませんので、申し訳ありません。資料として提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしますという答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

採択の理由は、願意妥当であります。

以上で、本委員会に付託された10案件について、審査の結果と経過の報告を終わります。

#### **瀧本攻議長**

これで、各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について、質疑を行います。  
質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

議案第43号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

議案第44号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、総務産業常任委員会にかかる部分について、質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

議案第51号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

続いて、教育民生常任委員会にかかる案件についての、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書について、質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

#### 瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第5号 防災対策の充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了いたします。

---

### 日程第3

#### 瀧本攻議長

これより、各議案に対する討論・採決に入ります。

日程第3 議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

15番 中津畑正量君。

### 15番 中津畑正量議員

議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について、反対討論をいたします。

農業共済については、平成22年11月11日に、農林水産省局長の通達で、より一層の合理化や効率化により制度運営で、農家及び国民の負担軽減になるんだとして、県内1組合をめざすよう指導がありました。1組合になったときは、現在の東紀州農業共済事務組合は解散となり、組織は公営から民営に変わります。

農業共済県一本化によって、行政の関係でデメリットはありませんけれど、事務局の資料なんかを読みますと、1つには市町からの負担金がなくなる。2つには、基本的に各市町の事務負担がなくなっていく。3としては職員派遣する必要がなくなるということで、市町にとっては身軽になるのは確かでございます。

しかし、私が言いたいのは、農家に本当に1組合になる、一県で一本化される、このことについて、農家に説明がきちっとできているのかどうか。非常にそこら辺では、まだまだきちんとしてないんじゃないか。農作物共済10アール当たり100円が170円になる。これも事務費の問題について、最終的には農家の負担になるということで、緩和措置をとって、5年間急激な負担にはならないんだというような文面も見られますけれど、これはやっぱり農家にとっては、大きな負担になってくるんじゃないか。

また、プラスチックのハウスとか、そういうものに対しても引き上げがうたわれております。もう1つは職員の処遇でございますが、身分としては公務員から団体職員になる。そうなってくると、民間の会社もよくやられるんですが、遠距離配転も可能になってくるんじゃないかという心配もあります。そこら辺はきちっと歯止めをしておくべきだと思います。

また、職員の方は、29年には111人、34年には93人となっていく予定でございますが、この職員の減について、給与、また、これは給与については連合会の現在の給料の補償をしていくんだということでございますが、状況が悪くなってしまったりしたときには、これは市町に特に要請できるものではないから、民間の団体として、この職員の待遇も細くなってしまうんじゃないかという危惧はいたしております。

そのほかにも、いろいろ紀北町の支所では、連絡所になってしまったり、災害時の一時共済が特に、1 県 1 組合になると、支払いが迅速になるというような文言も出ております。はたして、それが今、随分遅れてしまっていくのか、きたのかと、そういう意味では、そういうことはないと思うんですが、そういう点で、もう少し歯切れのよい説明を、やっぱり農家の人や職員にもしていくべきだという観点から、この議案について、あと 6 カ月ですか、来年度の 3 月 31 日までありますが、それまでに手続きとしては、市町のこういう解散に関する協議を、やっぱりやっていくということで、提案されたんだと思いますが、ここら辺は十分に論議を深め、農家の人にもある程度わかっていただかなくてはならないと思うから、私はこの件については、反対をいたします。

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 3 議案第 42 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 多 数 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第 4**

**瀧本攻議長**

次に、日程第4 議案第43号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第43号については、委員長の報告のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 多 数 挙 手 )

#### **瀧本攻議長**

挙手多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

### **日程第5**

#### **瀧本攻議長**

次に、日程第5 議案第44号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第44号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（ 多 数 挙 手 ）

**瀧本攻議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告とおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第 6**

**瀧本攻議長**

次に、日程第 6 議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

まず討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

原隆伸君。

**2 番 原隆伸議員**

款 2 ・総務費、項 1 ・総務管理費、11一般訴訟費1,620万円について、私は以前から逸失利益は論外であるけれども、0円にはならないという立場で、いろいろとやってきました。今回、0円にはならなかったわけですが、ここに至る経緯、ようするに代理人のですね、アドバイス、それが適切であったのか。

それで、また訴訟額もいろいろなっていますけども、その訴訟額についてもですね、弁護士の成功報酬としての立場からどうなのかということ。そして、私は水道課のほうへですね、再三訪れまして、この問題、ここを調査しないとだめだよと。ここを調査しないと流れは変わらないよということを、何回も申し述べて、それで、職員の方も苦し

い中で、いろいろと頑張ってきたと思います。本当に大変やっただろうなと思う。

それで、その流れについて、流れをひとつ変える、この間、一般質問の中でも言いましたけれども、流れについて、そこの流れを変える経緯について、何らかの説明もございませんでした。

だから、はたして成功報酬という流れは、本当にどこからどこまでだろうかというところは理解に苦しむところであります。よって、私は契約、この協議書というのがあります。協議書には金額が入っていますけれども、案というのがございました。この案には日付がございません。これは楠井法律事務所のものでございますけれども、そういう観点から見ていきますとですね、いつこの協議書案というが出てきたのかもわかりません。どういう経路でそうなったのかもわかりません。

そういう観点から、私は終わったことに対して、金の支払いをけちるような、そういうような印象をとられることは、紀北町として非常に損失であります。そういう観点から反対はするものの、流れの中で、何や終わったことに対して、紀北町はけつの穴の小さいことを言うとなというようにとられることは、非常に残念でございます。この点については、皆さんがどういう判断をするか。それに期待して、私の反対討論といたします。

そして、また一言付け加えるならば、先日の古里温泉の休業についてですね、この間、一般質問の中で町長から。

## **瀧本攻議長**

原議員、一般会計についてですから、古里温泉は。それと先ほどね、けつの穴の小さいという言葉はね、この品位をけがすので訂正をお願いいたします。

## **2番 原隆伸議員**

どうも失礼いたしました。終わったことについて、異議を申し立てることは、紀北町議会としてはどうかという信用問題にかかることでございますので、そういう言葉にならないような結論を考える必要があろうかと思っております。

一般会計でございますけれども、この問題、人間が考えることは、一事が万事でございますので、こういうようなことが、流れの中でですね、意味不明のこと、それからもっともっと明らかにすべきことだというところが、起こらないように、今後、予算をもっと慎重にですね、考えていただいて、税金の無駄遣いになる可能性があるんじゃないのかなというようなところは、できるだけもう一度躊躇していただいてですね、検討して

いただくようお願い申し上げます。

**瀧本攻議長**

原議員、けつの穴の件さ、訂正されるの、訂正ですね。

**2番 原隆伸議員**

はい。

**瀧本攻議長**

それじゃ訂正しますということで、発言してください。

**2番 原隆伸議員**

すいません。訂正いたします。

**瀧本攻議長**

表現が不穏当やったと。

**2番 原隆伸議員**

先ほどの表現について、不穏当な表現がございましたので、改めて訂正させていただきます。けつの穴の小さいといったことに対して、訂正させていただきますので。

紀北町議会として、信用を失うような結論と、一般住民及びにほかの市町村の方々及び紀北町に支援していただいている方々に、不信感を抱かせないように、はい、よろしくお願いいたします。

**瀧本攻議長**

原案に賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

原案に反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第45号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 多 数 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第 7**

**瀧本攻議長**

次に、日程第 7 議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございますか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 7 議案第46号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方  
の挙手をお願いいたします。

( 多 数 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第 8**

**瀧本攻議長**

次に、日程第 8 議案第47号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 8 議案第47号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（ 多 数 挙 手 ）

**瀧本攻議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第 9**

**瀧本攻議長**

次に、日程第 9 議案第48号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第48号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第10**

**瀧本攻議長**

次に、日程第10 議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第49号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方

の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第11**

**瀧本攻議長**

次に、日程第11 議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第50号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第12

### 瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第51号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第51号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

### 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第13

### 瀧本攻議長

次に、日程第13 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についてを議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第13 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

**日程第14**

**瀧本攻議長**

次に、日程第14 請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りいたします。

日程第14 請願第3号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

**日程第15**

**瀧本攻議長**

次に、日程第15 請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りいたします。

日程第15 請願第4号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

## 日程第16

### 瀧本攻議長

次に、日程第16 請願第5号 防災対策の充実を求める請願書を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りいたします。

日程第16 請願第5号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

### 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま、請願が採択されたことにより意見書案が提出されることになります。

---

### 瀧本攻議長

ここで、暫時休憩をお願いします。

15分くらいかかるそうなので、1時まで休憩といたします。

(午前 11時 48分)

---

**瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00分)

---

**追加日程第 1 ～追加日程第 4**

**瀧本攻議長**

先ほど請願が採択されたことにより、意見書案が提出されました。

この 4 件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案 4 件については、日程に追加し、別紙、追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

**瀧本攻議長**

お諮りいたします。

追加日程第 1 意見書案第 1 号から追加日程第 4 意見書案第 4 号までの 4 件につきましては、提案者より趣旨説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案 4 件については、提案者から一括して趣旨説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して趣旨説明を求めます。

平野隆久君。

**14番 平野隆久議員**

それでは、意見書案第1号

平成28年9月16日

紀北町議会議長 瀧 本 攻 様

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 紀北町議会議員 東 清 剛

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1 ページおめくりください。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）

趣旨、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

理由、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」、「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立された制度です。1985年度以降、国と地方の役割分担・財政状況等をふまえて、義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2004年までに教材費や旅費などが一般財源化されました。公立小中学校等の教職員給与費については、教職員の確保と適正配置のため、国庫による負担がなされてきましたが、2006年度から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

そのようななか、義務教育費にかかわる公的支出に、各自治体間での差異が生じています。例えば、1985年度に一般財源化された教材費のうち図書費については、「学校図書館図書標準」が国によって定められています。しかしながら、2013年度の調査によると、実際にその標準を満たしている公立小中学校は、紀北町の小学校で45.5%、中学校で25.0%、三重県全体では、小学校で46.9%、中学校で27.6%にとどまっています。

2020年度からの導入が検討されている「デジタル教科書」については、2016年6月に出された『「デジタル教科書」の位置づけに関する検討会議』の中間まとめにおいて、「無償措置の対象とすることは、直ちには困難である」ことが示されており、導入にあたっては「教材費なりの形で保護者の一部負担となる可能性も考えられる」としています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとつ

て極めて重要なことであり、その時々の方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 瀧 本 攻

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

この案としては以上でございます。

#### 14番 平野隆久議員

続きまして、意見書案第2号

紀北町議会議長 瀧 本 攻 様

平成28年9月16日

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 紀北町議会議員 東 清 剛

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。1枚めくってください。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

趣旨、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

理由、2011年4月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下標準法）の改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年度には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現しました。三重県では現在、小学校1・2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されています（いずれも下限25人）。しかし、その他の学年については、標準法にしたがって、40人学級が基本となっています。2013年度における日本の1クラスあたりの児童生徒数は小学校27人、中学校33人で、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均（小学校21人、中学校24人）を大きく上回っています。

紀北町においては、標準児童生徒数に近い学級がある一方で、児童生徒数の減少に伴い複式学級が増加しています。複式学級の学級編制基準が引き下げられることで、複式学級の解消が可能となります。

教員が教科指導・生徒指導・部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は国際的にも高く評価されている一方、複雑化・多様化する課題が教員に集中しています。増加傾向にある日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちに対して、個々の状況にあわせた対応も求められています。教職員の加配定数は、そのときの財政状況に強く左右されます。教育の諸課題に対応し子どもたち一人ひとりに向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要です。

2012年度における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比3.7%で、OECD加盟国平均（4.8%）に及びません。教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決をはかり、子どもたち一人ひとりを大切にし、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 瀧 本 攻

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 松野博一様

#### 14番 平野隆久議員

続きまして、意見書案第3号

平成28年9月16日

紀北町議会議員 瀧 本 攻 様

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 紀北町議会議員 東 清 剛

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。1枚めくってください。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）  
趣旨、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由、厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えます。  
2012年度における、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.9%で、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均（16.5%）を大きく上回っています。

全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり（2012年度厚生労働省）、三重県においても8.6人に1人の子どもが就学援助を受けています（2013年度三重県）。厳しい状態におかれた子どもたちに寄り添う教育や、一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。

このようななか、「子供の貧困対策の推進に関する法律」が、2014年1月に施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要です。

高等学校段階においては、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。2014年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されています。しかし、修業年限を超えて在籍する生徒には適用されない等の課題があります。

高等教育段階における貸与型奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担となっており、給付型奨学金の創設が強く望まれています。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などのよりいっそうの支援策が必要です。

家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 瀧 本 攻

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 松野博一様

**14番 平野隆久議員**

続きまして、意見書案第4号

平成28年9月16日

紀北町議会議長 瀧 本 攻 様

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 紀北町議会議員 東 清 剛

防災対策の充実を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。1枚めくってください。

防災対策の充実を求める意見書（案）

趣旨、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

理由、「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（2013年）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35万人から56万人にのぼり、一か月後においても約10万から20万人が避難所生活をつづけることになると推計されています。

東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）では、多くの学校が避難所となりました。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められます。しかしながら、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの導線に段差や階段があり、車椅子使用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されています。

三重県では学校構造部材の耐震化が着実にすすめられており、小学校・中学校の一部を残すのみとなりました。一方、非構造部材の耐震化については、文部科学省は、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、2015年度までの速やかな完了をめざしてとりくむよう、各教育委員会等に要請しました。紀北町においては、2014年度・2015年度の2カ年で、非構造部材の耐震対策を完了するための予算措置が先進的におこなわれ、昨年度までに現在の基準による耐震対策は完了しました。しかしながら、2016年4月現在、県内小中学校で584棟中368棟、県立学校126棟中87棟について、対策が完了しておらず、昨年度中の全棟完了は実現しませんでした。

また、県内の公立学校のうち、569校が避難所指定を受けているにもかかわらず、多目的トイレや自家発電設備等の設置率は約7割、貯水槽・プールの浄水装置等の設置率は約3割と、十分であるとは言えません。紀北町の全小中学校14校も地震の避難所指定を受けていますが、各設備の設置状況は、多目的トイレが8校（57.1%）、自家発電機が5校（35.7%）、貯水槽が3校（21.4%）、貯水槽・プールの浄化装置が0校となっています。

避難所となっている学校において、どのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論も必要です。学校・家庭・地域が連携した、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 瀧本 攻

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 松野博一様

以上で、意見書案第1号から第4号の説明を終わらせていただきます。

慎重なご審議よろしくお願いいたします。

#### **瀧本攻議長**

以上で、趣旨説明を終わります。

これより、各議案の審議に入ります。

---

### **追加日程第1**

#### **瀧本攻議長**

追加日程第1 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

4 番 樋口泰生君。

**4 番 樋口泰生議員**

第 1 号議案から、この質問は第 1 号なのですが、議長から出される相手先ですね、この第 1 号議案、意見書第 1 号はですね、内閣総理大臣と財務大臣なのですが、ほか 3 件は文科大臣になっていますが、その点に関して説明をいただきたいんですが、よろしくお願いします。

**瀧本攻議長**

よろしい、平野隆久君。

**14 番 平野隆久議員**

それでは、樋口議員の質疑に答弁させていただきます。

一応、この第 1 号議案と第 2 号議案から第 4 号議案までなんですけども、今回は第 1 号議案ということでしたけども、これは関係する担当大臣にということでお伺いして、これに関する担当大臣はこの方だなということで、このお二人が提出先となっております。

以上であります。

**瀧本攻議長**

樋口泰生君。

**4 番 樋口泰生議員**

それについてなのですが、担当大臣、お聞きしたいのは、どう違って担当大臣が違うかまでお聞きできれば、可能であれば答弁お願いいたしたいんですが、よろしくお願いします。

**瀧本攻議長**

提案者、平野隆久君。

**14 番 平野隆久議員**

樋口議員の質問にお答えします。意見書第 1 号につきましては、国庫負担制度ということで、意見書を出していますので、担当が財政ということで思っております。以上です。

**瀧本攻議長**

国費ということです。

ほかに質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方の  
挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**追加日程第2**

**瀧本攻議長**

追加日程第2 意見書案第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を  
求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**追加日程第3**

**瀧本攻議長**

追加日程第3 意見書案第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第3 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**追加日程第4**

**瀧本攻議長**

追加日程第4 意見書案第4号 防災対策の充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

奥村仁君。

**3番 奥村仁議員**

議長、2番お願いします。文面というか、字句のことなんで、お聞きしたいんですけども、昨年もこのような文書をやったかなと思いながらお聞きするんですけども、3行目の一か月後というところと、14行目の2カ年という部分で、漢数字と普通の数字というのと、かの平仮名、カタカナという部分で、何か知って分けてあったんやっただろうかということが、ちょっと不明で、町議会から出すということで、そろえるものなのか、意味があつてこうなんかというところで、ちょっと確認したい部分と、その上の13行目のとりくむという部分では、漢字なのか平仮名のままなのかというところで、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

**瀧本攻議長**

提案者、平野隆久君。

**14番 平野隆久議員**

それでは、奥村議員の質問に答弁させていただきます。

基本的にどういう意味があつてということは、ありません。ただ、常任委員会でも、この原案で判断していただきまして、委員会では賛成多数及び全員賛成で承認をいただいております。

今回はそれに基づいて、案としてこういうふうに出させていただいていますので、こういうことで判断していただきたいと、この文章のままで判断していただきたいと、そういうことであります。

以上であります。

**瀧本攻議長**

いいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第4 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### **瀧本攻議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可することにします。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきましては、原案のとおりご可決賜わりまして、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見・ご指摘につきましては、その対応に留意しながら、町政運営にあたっております。

さて、9月議会定例会が終わりますと、各小中学校等の運動会が始まりますし、文化行事等も多くあります。また、町の新たな取り組みといたしまして、10月12日水曜日に住民の皆さんが、自分の体の状態を知り、ちょい減らし+10を実践していただくために、シニア健康フェスティバルを開催いたします。

そして、11月にも環境スポーツイベントSEA TO SUMMITが紀北町で開催され、11月12日には環境シンポジウム、翌13日、日曜日にはカヤック、自転車、トレッキングで紀北町の海・里・山をめぐるアクティビティが行われます。議員の皆様方におかれましても、これらのイベント等への参加や、選手の応援等にご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員の皆様や住民の皆さま方におかれましては、健康にご留意をいただきまして、実り豊かな秋となりますようお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

#### **瀧本攻議長**

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成28年9月紀北町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は9月6日から本日まで11日間にわたり、議員の皆さま、町長及び職員の皆さまには慎重なるご審議をいただき、無事閉会をできましたことを、心から御礼申し上げます。

なお、決算認定を審議するため、決算特別委員会が設置されました。委員各位の今後の慎重なる審議を望むものであります。

---

**瀧本攻議長**

それでは、これをもちまして、平成28年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時 28分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

紀北町議会議長      瀧本   攻

紀北町議会議員      東   清剛

紀北町議会議員      平野隆久